

「にいがた共育通信」公式ツイッター運用方針

令和3年3月22日
教育総務課教育情報発信担当

1 目的

新潟市教育委員会事務局では、「にいがた共育通信」の発信を行い、全市的な教育情報を広報するとともに、学校教育や社会教育における特色のある活動を紹介しています。これらの情報をより広く、迅速に提供するために、Twitter（以下、ツイッター）を活用し、市立学校園に通う子どもの保護者や、生涯学習に興味ある市民の皆様に提供します。

2 アカウント名及び URL

- (1) アカウント名 @kyo_tu_NGTcity
(表示名：にいがた共育通信)
- (2) URL https://twitter.com/kyo_tu_NGTcity

3 運用管理者及び運用者

本アカウントの運用管理者は新潟市教育委員会教育次長とし、運用者は教育委員会事務局職員とします。

4 掲載情報

- (1) 新潟市の学校教育や社会教育に関する、「イベント紹介」「お知らせ」を掲載します。
- (2) 教育委員会として広報すべき内容を定め、「特集」として掲載します。

5 発信時間

本アカウントの発信時間は、開庁日の午前8時30分から午後5時30分までとします。ただし、運用管理者が必要と認める場合はこの限りではありません。

6 利用方法

利用者は、本アカウントから投稿されたツイートを、閲覧、リツイート、リプライ（返信）することができます。ただし、リプライ（返信）に対しての個別対応は、原則行いませんので、予めご了承ください。ご質問等は、直接、教育委員会事務局にお問い合わせください。

7 禁止事項

以下のような内容の投稿等は禁止します。投稿等が下記事項に該当すると判断した場合は、投稿者に断りなく投稿等の一部または全部を削除することがあります。

- (1) 特定の個人や企業、国、及び地域を誹謗中傷する内容
- (2) 人種・思想・信条等の差別または差別を助長させる内容
- (3) 本市を含む他者へのなりすまし、虚偽や事実と異なる内容
- (4) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とした内容
- (5) 政治、宗教活動を目的とした内容
- (6) 本市または第三者の知的財産権を侵害する、または侵害するおそれのある内容

- (7) 法律、法令等に違反している内容、または違反するおそれのある内容
- (8) 公の秩序または善良の風俗に反する内容
- (9) 本人の許諾なく個人を特定・開示・漏えいするなどプライバシーを侵害する内容
- (10) 有害なプログラム等
- (11) わいせつな表現などを含む不適切な内容
- (12) ツイッターの利用規約に反する内容
- (13) その他、運用管理者が不適切と判断した情報及びこれらの内容を含むホームページ等へのリンク

8 リプライ(返信)、リツイート及びフォローの制限

リプライ(返信)、リツイート及びフォローは原則として行いません。新潟市の情報の発信に関連する団体等のアカウント及びツイートについては、必要に応じてフォローやリツイートをしますが、運用者による全ての投稿の閲覧を保証するものではありません。新潟市の施策や事業等に関するご意見、ご質問は市ホームページ、新潟市役所コールセンター、市長への手紙等をご利用ください。

9 知的財産権

本アカウントに掲載している個々の情報(テキストや画像等)に関する知的財産権は、本事務局または原作者に帰属します。また、本アカウントの内容について、「私的使用のための複製」や「引用」など著作権法上認められた場合を除き、無断で複製や転用をすることはできません。ただし、ツイッター上で、「リツイート」等の機能により掲載していただくことは差し支えありません。

10 免責事項

- (1) 当事務局は、本アカウントに掲載する情報の正確性、完全性、有用性等を保証するものではありません。
- (2) 当事務局は、利用者が本アカウントの掲載情報を利用または信用したことにより、利用者または第三者が被った損害について、いかなる場合でも一切責任を負いません。
- (3) 当事務局は、利用者間若しくは利用者と第三者間のトラブルにより、利用者または第三者に生じたいかなる損害についても、一切責任を負いません。
- (4) 当事務局は、利用者による投稿等について、一切の責任を負いません。
- (5) 上記の他、当事務局は本アカウントに関連する事項に生じたいかなる損害についても、一切の責任を負いません。
- (6) 当事務局は、予告なく運用方針の変更や運用方法の見直し、または運用の中止を行う場合があります。

11 個人情報の取扱いについて

本アカウントでの個人情報の収集・利用・提供・管理は、新潟市個人情報保護条例に従って適切に取り扱うものとします。

12 適用

この運用方針は、令和3年3月22日から適用します。